

平成 24 年 4 月 1 日から

国 保
こくほ

外来診療における窓口支払いが 自己負担限度額までに

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額の支払いが発生していました。

しかし、国の制度改正により、今年 4 月 1 日からの窓口での支払いは、自己負担限度額までにとどめることができるようになりました。



❖事前手続きが必要になる人は、国民健康保険に加入している次の人です。

- 70 歳未満の人
- 70 歳以上 75 歳未満の非課税世帯の人
役場保険課で「限度額適用認定証等」の交付を受けて、医療機関などに提出してください。
※平成 24 年 3 月 31 日以前に交付された「限度額適用認定証等」についても、記載されている有効期限までは、4 月 1 日からの外来診療にも使用することができます。

- 「限度額適用認定証等」の交付申請は、4 月 1 日から受け付けます。
- 「限度額適用認定証等」を提示しない場合は、従来どおり、高額療養費の支給申請をしていただき、窓口負担と限度額の差額について、後日払い戻しを受けていただくこととなります。
- 複数の医療機関などを受診した場合は、それぞれの医療機関などごとに算定することとなります。

❖事前手続きが必要ない人は次の人です。

- 70 歳以上 75 歳未満の非課税世帯でない人
「国民健康保険証」を提示するだけで大丈夫です。

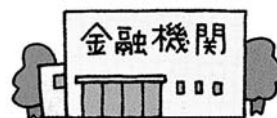


【注意】国民健康保険税の滞納がある場合は、「限度額適用認定証等」を交付できない場合があります。

国民年金
ねんきん

国民年金保険料は 口座振替がお得です !!

国民年金保険料は口座振替ができます。口座振替だと自動的に引き落としになり、納め忘れがなく便利です。
また、下記のような納付方法に応じた割引もあります。



振替方法	翌月末振替	当月末振替	1 年前納	半年前納
振替日★	翌月の末日	当月の末日	4 月末日	4 月と 10 月の末日
割引額	定額	月 50 円引き	年 3,780 円引き	6 か月 1,020 円引き
1 回で引き落とされる保険料(平成 23 年度)	15,020 円/月(定額)	14,970 円/月	176,460 円/年	89,100 円/6 か月

※1 年前納の申込期限は 2 月末日までとなっています。
また、半年前納の申込期限は 2 月末日および 8 月末日までとなっています。
※申し込みは各金融機関の窓口または年金事務所、役場保険課国保年金係で受け付けています。

※手続きには金融機関の届け出印が必要です。
※保険料については年度ごとに変更される場合があります。
★振替日について、末日が金融機関の店休日となる場合、振替は翌営業日となります。